

島本町教育委員会 会議録（令和6年第3回 定例会）

日 時	令和6年3月1日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時05分
場 所	ふれあいセンター3階 第四学習室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、 細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題	第11号議案 在日外国人教育基本方針の改正について 第12号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 第13号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について 第14号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和6年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようございますので、会議録確認委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第11号議案「在日外国人教育基本方針の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第11号議案「在日外国人教育基本方針の改正について」、御説明申し上げます。

同方針は平成4年に策定され、策定から30年が経過しており、町内在住の外国人の住民数や国籍の多様化など、策定当時とは状況が大きく変化しております。

また、平成24年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人にも住民票が作成されることとなり、外国人登録法が廃止されました。その他、出入国管理法や難民認定法の改正により、平成31年4月から、「特定技能」の在留資格が創設され、特定の産業分野において外国人の受け入れが可能となるなど、外国人に係る制度変更も行われてきました。

こうした流れから、令和元年6月には「日本語教育の推進に係る法律」が施行され、日本語指導が必要な児童生徒には、「特別の教育課程」による日本語指導の実施を行い、全ての児童生徒が、互いを尊重しながら学びあうことができるよう、学校内外の様々な活動を通じ、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく取組を進めることが必要となりました。

このような状況の変化とこれまでの基本方針の策定経緯と歴史を踏まえるとともに、これからの島本町の在日外国人教育の推進に取り組んでいくために、このたび、基本方針を改正することといたしました。

改正案の作成にあたり、教育委員会事務局にて作成いたしました素

案を基に、各学校長や、教職員で組織される島本町在日外国人教育研究協議会に意見照会をし、「多文化共生をめざして」という名称の変更も含め、このたび、基本方針を改正いたしました。

今後、改正いたしました、「多文化共生をめざして」を各校の教職員とも十分共有し、また、島本町人権教育研究協議会や各所と連携いたしまして、一人一人に寄り添った取組を各校において進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

多文化という定義ですけれども、これは教育委員会でどのように捉えられているのか。内容を見ましたら、外国籍のことが多く書かれていると思うのですが、多文化というのは民族という部分の位置づけでもあるのかなというふうに思いますので、そこら辺を教えてください。

教育推進課長

おっしゃっていただいたとおりでございます。国籍や民族等を含めて多文化というふうに認識しております。

教育委員

そうであるなら、ここの基本方針のところは外国籍とかのところがとても多いような気がしますが、民族性というようなところには言及しなくても大丈夫でしょうか。

教育推進課長

基本方針の（１）の２行目の「民族的偏見が差別的意識の解消に努めます」というところで一応言及しているつもりでおりますので、もちろんその軸も大切だと思っております。

教育委員

先ほどの委員の御質問の延長上になるんですけれども、冒頭の「多文化共生をめざして」というタイトルそのものの変更があったというふうな御説明だったかと思うんですけれども、基本方針の本体を見ると、国籍、民族も含めてなんですけれども、少し規模として大きな括りの文化の違いということなのかなと思うんですけれども、多文化共生といった場合に、国であったり民族であったりという大きな括りよりも、もう少し小さい括りの、例えばその地域の習慣であったりだとか、そういったことまでもひっくるめて多文化というのかなというふうに

思うんです。そうした場合に、このタイトルと基本方針に書かれている中身のところに、少し意味合いの齟齬が出てきてしまわないかというのが懸念なんですけれども、その辺り、例えば文面に表すこともそうですけれども、これに関する説明だとか、そういったあたりで少し補足を加えられるだとか、その辺りの御予定の計画とかはどのようなのかなと思ひまして、質問させていただきます。

教育推進課長

御意見ありがとうございます。令和6年4月に改正予定ということですので、まだもう少し猶予があるのかなと思ひますので、頂いた御意見を元に再度検討を図りたいと思っております。

教育長

ほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

学校訪問したときに、外国籍の子どもたちが増えてきているみたいで、その国の子どもたちの言葉を中心に取上げて、挨拶であったり習慣であったり、そういうことを模造紙に大きく貼って、みんなが見えるところに貼っていたりしている光景を見て、そういう子たちへの意識というのが近年高まってきているのかなということと、あとは、2人の委員からいただいたんですが、確かに日本だけでもいろんな視点があつて、歴史を学ぶ上で琉球王国であるとか、アイヌ民族のことであるとか、子どもたちが初めて知ること多いので、そこが人権感覚とか児童生徒指導にも関わってくる部分がありますから、意識的に取上げてほしいなど。あと、子どもの興味関心からいくと、ゴールデンカムイを見たときに、授業で使ったらいいのにな、なんてもう私はできないことなんですけど思ったりもして、子どもの興味関心を引きつける、だから絶えず大人の方がそういう意識を持って、アンテナを張っていることが大切なのかなというふうに思ひます。

教育委員

文化の実社会の捉え方がLGBTQのこともそうですし、あるいは、例えば会社なり学校だったり、そういった小さな社会集団の中で持っているものも、そこでの雰囲気だとか習わしだとか習慣だとかそんなこともひっくるめて文化と言っている広い括りもあつたりするじゃな

いですか。そうしたときに何か当てはまる言葉が今はないのかなという気がするんです。国際って国によって当然文化は違うし民族ももちろん違うんだけれども、そういう大きな括りの文化の違いと、それぞれの集団の文化の境目を作るのか作らないのか、それもひっくるめて全ての文化を尊重していくということになってくると、うまく言葉に表せないのかなとも思うんです。ここで意図されているのが、例えば学校の中で外国にルーツを持たれる外国籍の子どもたちに対する理解、あるいはその子たちとももちろんともに学ぶというか、それが一緒に学んでいって当然だというか、そういった感覚を身につけるってということなのであれば、多文化という言葉一つで表すことが難しいというか。

でも、国際っていう言葉、あるいは多民族国際理解とか民族理解という言葉になるとまた違うニュアンスも入ってくるので難しいなと思っていて。だとすると、多文化共生というタイトルは置いておいて、例えば「はじめに」の文面の中で注釈をもう少し加えるなりということだったらまだ作れるのかなというところなんです。ただ、時期的にも難しいところだと思いますので、非常に無理な御意見を言っているのかなと思うんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

教育推進課長

貴重な御意見、たくさんありがとうございます。今回まずは原案どおりとさせていただいて、注釈版を作成させていただくということではいかがかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。御意見をまたそこで賜りたいと思います。

教育委員

はい。

教育長

本当に貴重な御意見で、こういうことをテーマにいろいろやり取りできたら面白いなと思います。深く考えられて。

教育委員

「はじめに」の中にSDGsのことが書かれている、その中の「誰一人取り残さない」というその文言をもう1回日本語訳に訳した場合は、なかなかそこで作り上げられてきた経緯とか、「誰一人」というのがどこまで含まれるのかということも書かれているのかなというふうに思うので、そこら辺もSDGsのここを始めに見出すのであれば、SDGsのこの意味というのを注釈のところに書かれた方が親切かなというふうに思いました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようございますので、討論を終結いたします。

今頂いた意見を再考してお示ししていきたいと思っておりますので、その時はどうぞよろしく願いいたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

また注釈版ということでお示しいたします。

御異議がないようございますので、可決することに決しました。

それでは、第12号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第12号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の7ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料9ページを御覧ください。

本条例の改め文となっております。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の11ページを御覧ください。

提案理由は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの」でございます。

主な改正内容につきましては、議案の概要で記載しております。

まず、1点目は、施設の重要事項に関する周知方法に関して所要の改正を行うものでございます。

次に、2点目は、施設が提出等を行う記録媒体に関して所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。ただし、改正内容の1点目につきましては、令和6年4月1日となっております。

具体的な内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料12ページを御覧ください。

まず、1点目につきましては、「掲示等」についての第24条関係でございます。

これまで、施設の運営に関し、重要な事項につきましては、施設で書面により掲示する必要があると定めておりましたが、今般の改正により、これまでの対応に加え、施設などのホームページ等においても周知することを義務つけるものでございます。

次に、2点目につきましては、「電磁的記録等」についての第54条関係でございます。施設は、本条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録で作成されている場合には、書面等に代えて、電磁的方法により交付又は提出することができることされており、その電磁的記録について、現行規定では、磁気ディスクやCD-ROM等、限定的な媒体にとどめられているところでございますが、今後、新たな情報通信技術の導入・活用を行う際に、円滑に対応できるよう、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るものでございます。

なお、今般の改正により、一部施設に対し義務が生じるものではございますが、いずれの改正も本町の就学前教育・保育の提供内容の変更や利用者の負担増加等につながるものではございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

条例改正に対することなので異論はないのですが、基本的なところで特定教育保育施設というのと特定地域型保育事業というのを説明いただきたいのと、島本町ではどこがその対象になるのかというのをお示しくください。

教育長

教育委員

子育て支援課長

特定教育保育施設及び地域型保育事業についてのお尋ねでございます。まず、教育保育施設につきましては、いわゆる保育所、認定こども園、幼稚園でございます。一方特定教育保育施設につきましては、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認をさせていただいている施設でございます。本町においては、保育所であれば第二保育所、第四保育所、山崎保育園、高浜学園、R I Cホープ水無瀬保育園、認定こども園ですとしまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩、幼稚園につきましては第一幼稚園が特定教育保育施設に該当いたします。町内で申し上げますと、山崎幼稚園は当然、教育保育施設ではあるのですけれども、特定教育保育施設には該当しないというような形になります。

続きまして地域型保育事業につきましては、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業というような定義となっております。特定地域型保育事業ということになりますと、先ほど特定教育保育施設と同じく市町村が地域型の保育給付を支給するに当たって確認をさせていただいている施設でございます。島本町内で申し上げますと、小規模事業保育所でありますR I Cホープ島本保育園、ぬくもりのおうち保育島本園、ぬくもりのおうち保育若山台園、るりの詩保育園、この4事業につきましては、特定地域型保育事業というような形になります。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第13号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長 それでは、第13号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和6年3月31日をもって現委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を求めるものでございます。

資料の15ページをお開きください。

スポーツ推進委員は、「本町のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」、「スポーツの実技の指導」、「スポーツに関する指導及び助言」、「スポーツに関する普及啓発」等幅広く活動を行っていただいております。

今回、委嘱をお願いする方は、田畑佳苗氏、柏風音氏、津山沙江里氏、小山民雄氏、岡田礼次郎氏、仲野菊氏、久保田航史氏、辻輝次氏、横山貴之氏、アンデルセンピーター氏の計10名でございます。1番から8番までの方は、現委員として活躍をしていただいております。スポーツの普及活動等に熱意を持った方であることから推薦するものでございます。

また、9番と10番の2名の方は今回1月1日から1月19日まで公募を行い、応募いただいた方でございます。

なお、公募いただいた方につきましては、2月14日に開催された島本町公募委員選考委員会において、作文等でスポーツの普及活動等についての熱意や意欲などを確認し、今後活躍していただけるものと判断しております。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育長

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第14号議案につきましては人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第14号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第14号議案「教職員（一般職）人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[教職員（一般職）人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。